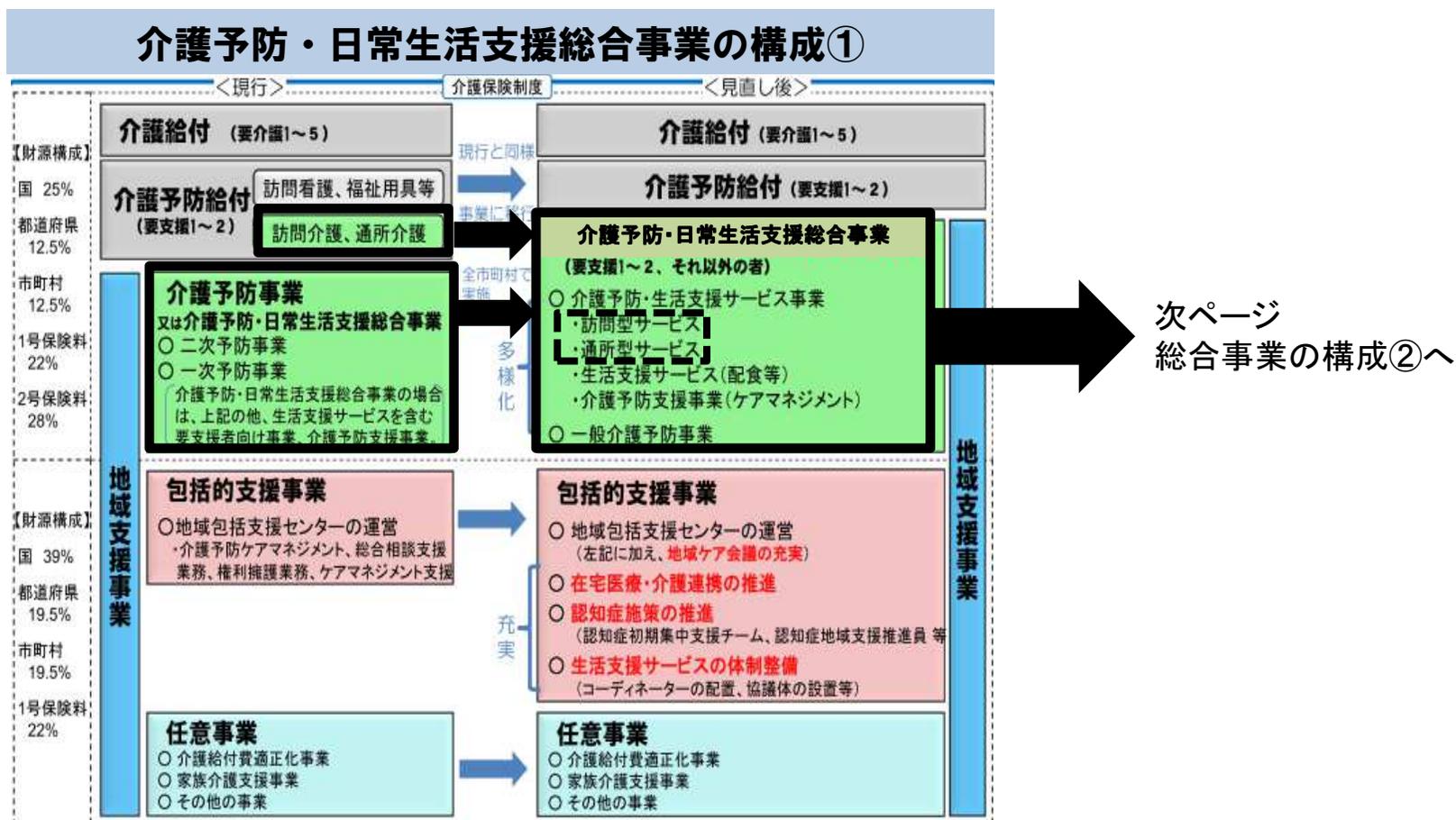


大曲仙北広域における総合事業について

①大曲仙北広域の総合事業への移行開始時期は平成29年4月1日

→4月1日以降、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行していく。

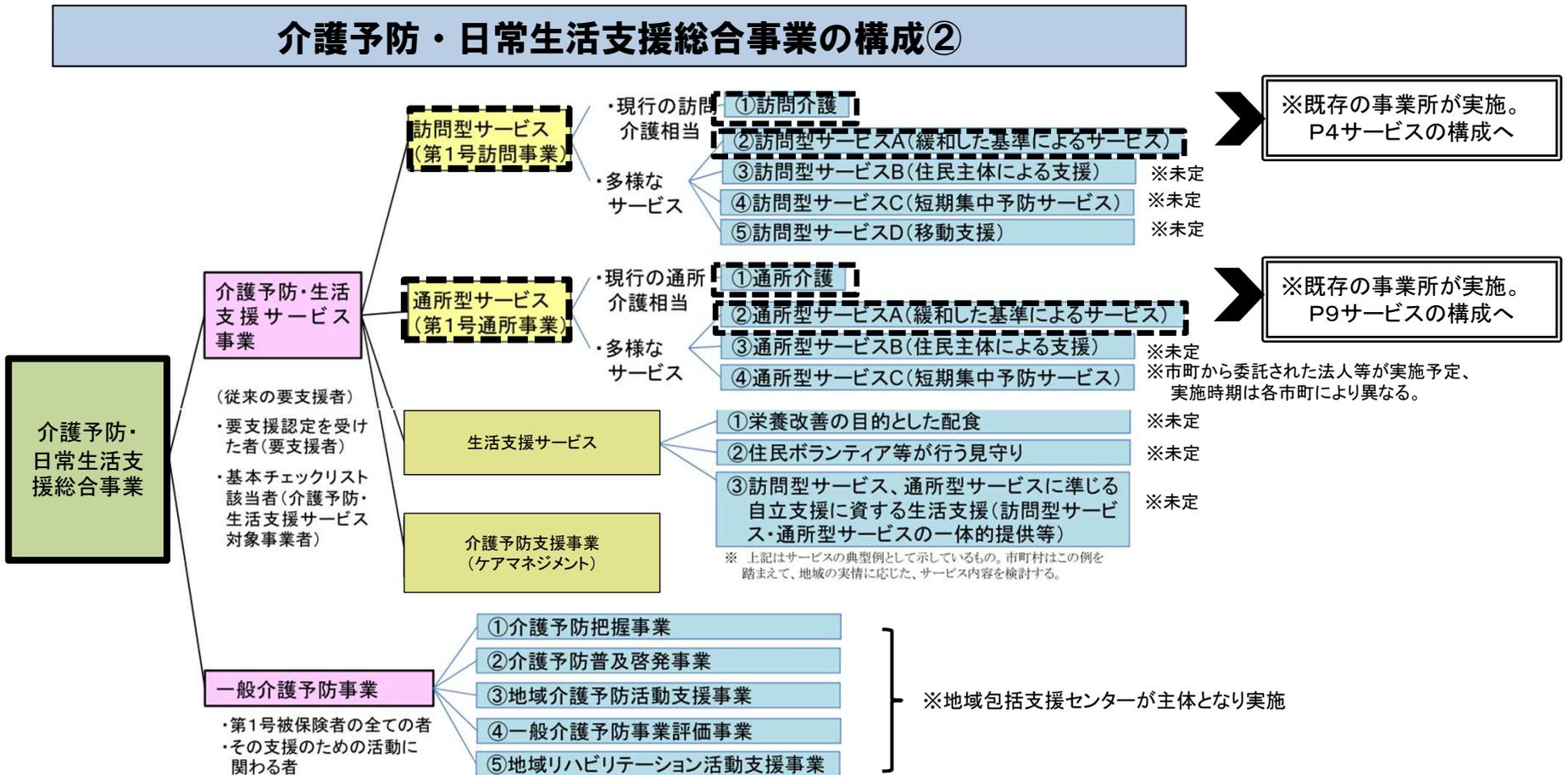
→総合事業の対象者は、**認定の有効期間開始日が平成29年4月以降の要支援認定者、4月以降に基本チェックリストにより事業対象者と判定された方**。要支援認定者の場合、要支援認定更新のタイミングで順次総合事業に移行していく。一斉に切り替わる訳ではない。



② 現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施する。

→ 旧来の介護予防給付と同一の指定基準による。
 (単価については、月額包括報酬から一回あたりの報酬単価に変更)

③ 新たなサービス: 緩和した基準によるサービスを実施する。



訪問型サービスの構成

① 現行の介護予防訪問介護相当サービスについて → P5へ

② 訪問型サービスA(緩和した基準のサービス)について → 別紙へ

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	① 訪問介護	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤ 訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防ケアマネジメントにより現行相当の専門的なサービスを必要としないと判断された要支援認定者もしくは総合事業対象者を想定 ○専門職に限らない、研修修了者によるサービス(生活援助)でも問題ない方、低料金のサービスを希望する方 		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助(助成)	直接実施/委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護員(訪問介護事業者) ○広域が指定する内容の研修修了者 	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

現行の介護予防訪問介護相当サービスについて①

事業所指定については「みなし指定」。既存事業所は指定申請不要。

○みなし指定とは、H27. 3. 31で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所に対し、総合事業における現行の介護予防訪問介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村がH27. 4. 1に指定したとみなすもの。(医療確保推進法附則第13条)

○これらの事業所にあつては指定手続きが済んでいるとされるので、新規申請手続きは不要。

【みなし指定の留意点】

H27. 4. 1以降の新規指定介護予防訪問介護事業所には、みなし指定の効力は適用されない

○H27. 3. 31時点において有効な介護予防訪問介護等の指定を有していない事業所(H27. 4. 1以降の新規指定事業所)には、みなし指定の効力は及ばない。
これに該当する事業所が総合事業を実施する場合には、総合事業のサービス事業所として新規指定を受ける必要がある。

みなし指定の有効期間終了前に指定の更新申請が必要

○みなし指定は、総合事業サービス事業所としての新規指定の手続きを「手続き済」とみなすもの。したがって、指定の有効期間終了前には更新の手続きが必要。なお、みなし指定による指定の有効期間は、H27. 4. 1～H30. 3. 31。

現行の介護予防訪問介護相当サービスについて②

事業所指定基準は現行の介護予防訪問介護と同一。

- 厚生労働省令に規定のあった現行の介護予防訪問介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定する。
事業所の指定基準(人員基準、設備基準、運営基準)は、現行の介護予防訪問介護と同一となる。
- 請求方法も国保連合会経由であることは変わらず。ただし、請求コードは総合事業専用のものを広域で用意する。 → 別紙「単位数サービスコード表」参照

現行の介護予防訪問介護相当サービスについて③

単価は、月額包括報酬から、1回あたりの単価に変更。

○介護予防訪問介護は月額包括報酬(定額制)ですが、大曲仙北広域の総合事業として現行の介護予防訪問介護相当のサービスを実施するにあたっては、「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、1回あたりの単価設定による報酬を用いる。

サービス	介護予防訪問介護	現行の介護予防訪問介護相当サービス
単価	○月額包括報酬	○1回あたりの報酬単価を設定
	週1回程度 1,168単位/月	週1回程度 266単位/回 ◆月4回超の場合 1,168単位/月
	週2回程度 2,335単位/月	週2回程度 270単位/回 ◆月8回超の場合 2,335単位/月
	週2回超 3,704単位/月	週2回超 285単位/回 ◆月12回超の場合 3,704単位/月
	※週2回超は、要支援2の認定者のみ	※週2回超は、要支援2の認定者と事業対象者のみ

現行の介護予防訪問介護相当サービスについて④

報酬算定の例

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。
→**266単位 × 4回**

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。
→**1,168単位**

(例3) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。
→**270単位 × 8回**

(例4) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。
→**2,335単位**

(例5) 週に2回程度の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により1か月に3回の提供となった。
→**270単位 × 3回**

* 参考 別紙「サービス数単位コード表」P1. 2

通所型サービスの構成

① 現行の介護予防通所介護相当サービスについて → P10へ

② 通所型サービスA(緩和した基準のサービス)について → 別紙へ

基準	現行の通所介護相当		多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護		② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 		<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防(閉じこもり予防等)のため運動や交流の場が必要な要支援認定者もしくは総合事業対象者 ○専門職による支援の必要性が低い要支援認定者もしくは総合事業対象者を想定 		<ul style="list-style-type: none"> ・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 <p>※3~6ヶ月の短期間で実施</p>
実施方法	事業者指定		事業者指定/委託	補助(助成)	直接実施/委託
基準	予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者		<ul style="list-style-type: none"> ○通所介護事業者の従事者 ○委託先の従事者*市町との契約内容による 	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

現行の介護予防通所介護相当サービスについて①

事業所指定については「みなし指定」。既存事業所は指定申請不要。

○みなし指定とは、H27. 3. 31で有効な指定を持つ指定介護予防通所介護事業所に対し、総合事業における現行の介護予防通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村がH27. 4. 1に指定したとみなすもの。(医療確保推進法附則第13条)

○これらの事業所にあつては指定手続きが済んでいるとされるので、新規申請手続きは不要。

【みなし指定の留意点】

H27. 4. 1以降の新規指定介護予防通所介護事業所には、みなし指定の効力は適用されない

○H27. 3. 31時点において有効な介護予防通所介護等の指定を有していない事業所(H27. 4. 1以降の新規指定事業所)には、みなし指定の効力は及ばない。
これに該当する事業所が総合事業を実施する場合には、総合事業のサービス事業所として新規指定を受ける必要がある。

みなし指定の有効期間終了前に指定の更新申請が必要

○みなし指定は、総合事業サービス事業所としての新規指定の手続きを「手続き済」とみなすもの。したがって、指定の有効期間終了前には更新の手続きが必要。なお、みなし指定による指定の有効期間は、H27. 4. 1～H30. 3. 31。

現行の介護予防通所介護相当サービスについて②

事業所指定基準は現行の介護予防通所介護と同一。

- 厚生労働省令に規定のあった現行の介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定する。
事業所の指定基準(人員基準、設備基準、運営基準)は、現行の介護予防通所介護と同一となる。
- 請求方法も国保連合会経由であることは変わらず。ただし、請求コードは総合事業専用のものを広域で用意する。 → 別紙「単位数サービスコード表」参照

現行の介護予防通所介護相当サービスについて④

報酬算定の例

(例1) 要支援1の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。

→**378単位×4回**

(例2) 要支援1の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。

→**1,647 単位**

(例3) 要支援2の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。

→**389単位×8回**

(例4) 要支援2の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。

→**3,377単位**

(例5) 要支援2の利用者で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、体調不良により3回の提供となった。

→**389単位×3回**

* 参考 別紙「サービス数単位コード表」P4. 5